平成２７年（フ）第１１７５号
福岡県朝倉市楢原742番地３
債務者　向野　菜穂
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１７８号
福岡市南区清水３丁目16番16―401号
債務者　物部　亜佐
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１９２号
福岡市東区香椎１丁目６番５―105号
債務者　宮崎　栄子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２０８号
福岡市中央区白金１丁目17番５―1206号
債務者　沓野　智恵
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２１６号
福岡市西区今宿３丁目14番47―１号
債務者　三苫　敦子（旧姓秀島）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２２０号
福岡市東区香椎３丁目22番７―105号
債務者　小池　彩加
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２２１号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ１丁目15番28号
債務者　柴田　大雅
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２２６号
福岡市早良区飯倉５丁目８番22号
債務者　町中　寿見（旧姓坂下）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２２８号
福岡県筑紫郡那珂川町仲１丁目134番地　フレグランス那珂川Ｂ201号
債務者　田中祈美香（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２３０号
福岡市南区皿山２丁目６番26号
債務者　手島　富紀
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２３１号
福岡市東区香椎浜２丁目３番１―207号
債務者　宮本貴代香
1　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２３５号
福岡県筑紫野市二日市北５丁目２番34号
債務者　北里　英昭
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３４６１号
大阪府大東市北条１丁目16番21号
債務者　本多めぐみ
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５１１号
大阪市西成区千本北２丁目10番22号、前住所岡山市北区京橋町６番６号　303
債務者　吉川　　茂
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４２３号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目４番２―1314号
債務者　星　　徹雄
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５５６号
神奈川県大和市下鶴間3001番地40　メゾン・ド・フィエール102号
債務者　山田　鉄郎
保佐人　山崎　倫樹
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５６２号
神奈川県海老名市中央３丁目２番35号　ニューライフ海老名
債務者　橋本　幸尚
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部